

長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員処務規程

平成19年2月28日

監査委員訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員条例（平成19年広域連合条例第3号）第10条の規定に基づき、監査委員（以下「委員」という。）の職務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の協議)

第2条 委員は、相互の連絡調整と職務の円滑な執行を図るため協議を行う。

(協議事項)

第3条 委員の協議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- (2) 監査、検査及び審査に関すること。
- (3) 監査、検査、審査の計画及び執行に関すること。
- (4) 監査の請求又は要求に基づく監査に関すること。
- (5) 例月出納検査に関すること。
- (6) 指定金融機関等の公金取扱いに関する監査に関すること。
- (7) 決算審査に関すること。
- (8) 基金の運用状況の審査に関すること。
- (9) 監査等の結果の報告及び公表並びに意見の提出に関すること。
- (10) 職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定並びに賠償責任の免除の意見に関すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、委員が必要と認める事項

(文書の処理)

第4条 文書の取扱については、別に定めるもののほか、長崎県後期高齢者医療広域連合文書規程（平成18年広域連合訓令第2号）の例による。

(文書の記号)

第5条 文書の記号は次のとおりとする。

(1) 一般文書

長後広監

(2) 公表

長崎県後期高齢者医療広域連合監査公表

(公印)

第6条 委員の公印は、次のとおりとする。

←方24ミリメートル→

長	崎	県	
後	期	高	齢
者	医	療	広
域	連	合	監
査	委	員	印

字体は、れい書

附 則

この規程は、公布の日から施行する。